

日光市封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光市広告事業実施要綱（平成18年日光市告示第20号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、日光市で作成する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する封筒の種類、掲載位置及び広告掲載料等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、掲載数、掲載寸法、作成枚数及び金額は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広告の掲載を希望する者の募集は、広報紙及び日光市ホームページで公募する。

(広告掲載の位置)

第4条 広告掲載の位置は、原則として申込みを受け付けた順に決定する。

(広告掲載料の納付)

第5条 要綱第9条の規定による市長が指定する期日は、契約締結日から20日以内とする。

(広告掲載料の返還)

第6条 広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りではない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年10月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年2月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

種 類	位 置	規 格	広告掲載 の期間	広告掲載料	作成枚数
公用封筒 （長3）	裏面 （全面5枚）	一枠あたり概ね 30 mm×100 mm	掲載印刷物 を使いきる までの期間	102,850 円／1 枚	100,000 枚